

平成20年4月から国民健康保険制度が変わります ●住民課福祉班 ☎78-3111(119)

平成20年4月に「後期高齢者医療制度」が始まることに伴い、国民健康保険制度も、自己負担や保険料の算定方法・納付方法などが改正されます。

医療機関窓口での自己負担割合の改正点

- 3歳から就学までのお子さんは、「自己負担割合3割」が、平成20年4月から「2割」になります。
- 75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の対象となります。

医療機関窓口での自己負担割合

3歳	就学	70歳	74歳	75歳
2割	3割	一般 現役並み所得者	1割 3割	
平成20年4月～				
2割	3割	一般(※1) 現役並み所得者(※3)	2割 3割	後期高齢者医療制度(※2) 一般 現役並み所得者
				1割 3割

- (※1) 70～74歳の方は、平成20年4月～平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。
- (※2) 後期高齢者医療制度の詳細については、広報11月号をご覧ください。
- (※3) 同じ世帯に、個人住民税課税所得145万円以上の70歳から74歳までの国民健康保険加入者がいて、同時に、世帯に70歳から74歳までの国民健康保険加入者が2人以上いる場合…世帯収入が520万円以上、世帯に70歳から74歳までの国民健康保険加入者が1人だけの場合…世帯収入が383万円以上の方をいいます。

国民健康保険料の納めかた

国民健康保険料の納めかたは、平成19年度までは「普通徴収」ですが、平成20年度からは「普通徴収」に加えて、「特別徴収」を開始します。

平成19年度まで 普通徴収…納付義務者に納入通知書を送り、賦課決定した保険料を徴収。

平成20年4月～

平成20年度から

特別徴収…次の条件を満たす方は、原則、年金から天引きさせていただきます。

- 年金給付額が年額18万円以上ある方
 - 国民健康保険の加入世帯の世帯主と加入者が、すべて65歳以上75歳未満である方
 - 介護保険料の特別徴収対象者
 - 介護保険料と国民健康保険料を合算した額が、年金給付額の2分の1に相当する額を下回る方
- 普通徴収…特別徴収以外の方は、これまでどおり普通徴収となります。

高額医療費、高額介護費合算制度の創設

これまでの個別の制度の中で限度額を超えた金額を申請により給付(還付)しておりますが、それに加えて両制度を合算し限度額を超えた場合に、申請によりその超えた額を給付(還付)する制度です。

介護保険料の 自己負担限度額 37,200円×12ヶ月 =446,400円…①	+	医療保険の 自己負担限度額 44,400円×12ヶ月 =532,800円…②	=	負担 限度額 979,200円
平成20年度～ ※合算対象期間は、8月から翌年7月の1年間となります 合算自己負担限度額 (①+②) - 560,000円 = 419,200円 【給付(還付)額】				

国民健康保険税、社会保険料などの算出方法の変更

後期高齢者医療制度を支援するため、新たに後期高齢者支援金分が保険税等の算出に加わり、一括して賦課されます。

介護分(40～64歳)	医療分
介護分(40～64歳)	医療分

※後期高齢者支援金分は加入者全員に賦課されます。また、割合等の詳細については、まだ決まっていません。